

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

438

13/12/15

毎月2回1日、15日発行

1996年4月23日

第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

国連事務総長は 北東アジア非核兵器地帯へ努力を

軍縮諮問委員会が画期的な勧告

核軍縮をめぐる停滞を打破するための新たな手がかりが生まれた。13年7月26日、国連事務総長が、諮問機関である国連軍縮諮問委員会¹の協議内容を報告する事務総長報告(A/68/206)を総会に提出していたことが判明した。協議の柱の一つは核軍縮における非核兵器地帯の役割に関するものであったが、そこには、北東アジア非核兵器地帯の設立へ向けた努力を事務総長に求める勧告が盛り込まれている。作業報告のうち、非核兵器地帯に関わる部分を資料(2ページ)に示す。

特定の非核兵器地帯に関しては、関係国自身のイニシアチブがなければ国連関係の会議の議題にはならない。その意味で、北東アジア非核兵器地帯に関しては、日本や韓国が消極的であるため、正式の議題たり得てこなかった。そんな中で、本誌433-4号(13年10月15日)で紹介したように、モンゴル大統領が「できることがあれば協力する」と国連ハイレベル会合で演説したのは勇気づけられることであった。ところが今回判明したことは、「国連事務総長が可能な適切な取り組みをすべきである」という勧告を諮問委員会から受けた、ということである。これは、世論形成と環境整備のために活用すべき大きな窓が開かれたことを意味している。画期的な前進である。

諮問委員会は事務総長に対して、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた「適切な行動」を検討し、地域国間の透明性と信頼醸成を奨励する地域フォーラムの開催に向けて「一層積極的な役割を強める」ことなどを求めている。同委員会の議論では、新たな非核兵器地帯の設立にあたって、「いくつかの国の拡大抑止について議論することが必要である」とも指摘されている。北東アジア非核兵器地帯をめぐるのは、米国の「核の傘」に依存し続ける日韓の安全保障政策のあり方が問われなければならない。

日本は10月21日、国連総会第一委員会でニュージーランドが提案した4回目の「核兵器の人道的影響に関する共同声明」(125か国が賛同)に初めて賛同した²。核兵器が「いかなる状況下

今号の内容

北東アジア非核兵器地帯、 国連事務総長に画期的な勧告

＜資料＞国連事務総長報告(抜粋訳)

イランと「P5+1」が歴史的合意

＜資料＞イラン・「P5+1」の共同行動計画(全訳)

〔連載〕いま語る-55

稲吉紘実さん(「絵のない絵本」著者)

1月1日号は休みます。次号は1月15日号です。

においても使用されない」との文言を含む同声明に賛同した日本政府は、「核の傘」に依存する政策を真摯に見直すべきである。私たち日本の市民には、軍縮諮問委員会の議論と勧告をその手掛かりとして活かす創意ある努力が求められている。(吉田遼)^⑩

注

- 1 国連軍縮諮問委員会は、軍縮問題について事務総長に直接助言を行う諮問機関である。1978年に開催された第1回国連軍縮特別総会(第10回特別総会)で提案され、設置された。個人の資格で任命された約20名の委員が毎年2回の会合を行う。
- 2 本誌第435号(13年11月1日)及び第436号(13年11月15日)参照。

【資料】国連事務総長報告：軍縮諮問委員会の作業(A/68/206)

2013年7月26日

概要

国連軍縮諮問委員会は、第59会期を2013年2月27日～3月1日にニューヨークで、第60回会期を6月26日～28日にジュネーブでそれぞれ開催した。委員会は、これら2回の会期において、次の具体的項目に焦点をあてた議論を行った。(a)地域及びグローバルな安全保障を前進させる上での非核兵器地帯間の関係、(b)新たに出現した技術が軍縮と安全保障に及ぼす影響。

委員会は、前者の項目について徹底的な意見交換を行った。そして、地域及び国際の平和と安全、軍縮、不拡散のために非核兵器地帯が果たす重要な役割について引き続き重視していくよう、また、既存の地帯の推進やさらなる強化に向けて指導的役割を担うよう、国連事務総長に勧告した。さらに、事務総長は、それが適切と考えられる場合には、すべての核兵器国に対し、あらゆる地帯に正式な承認を与えるよう奨励すべきである。事務総長は、非核兵器地帯間のいっそう緊密な連携や協力を促進すべきである。それぞれの地帯で得た教訓、それらの利点、限界といった経験について、既存の非核兵器地帯の代表が意見交換を行うことを可能にするプラットフォームあるいはフォーラムの創設はその一例である。事務総長は、新たな非核兵器地帯の設立をめぐる課題やすべての関係する側面について調査を行うべきである。また、現在の行き詰まりを乗り越えるための新たな道筋の探求や共通基盤の模索に向けた努力において、シンクタンクや市民社会のさらなる参加を奨励すべきである。事務総長は、中東における非核・非大量破壊兵器地帯の設立を目指したあらゆる努力を強く支持すべきであり、同地帯の設立に関する会議に向けた準備会合の開催を主導すべきである。また、事務総長は、現状の行き詰まりの打開に向け、地域国家間の信頼醸成と建設的な対話を促進するあらゆる措置を奨励すべきである。さらに、事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動につ

いて検討すべきである。これには、地域国家間の透明性と信頼醸成を奨励する地域フォーラムのいっそう積極的な役割を強めるなどの方法が挙げられる。(略)

I はじめに(略)

II 実質議論及び勧告

A. 地域及びグローバルな安全保障を前進していく上での非核兵器地帯間の関係

4. 2012年7月にジュネーブで開かれた第58会期において、委員会は、それぞれの非核兵器地帯間の関係を含む、今後の議論につながる諸問題について短い意見交換を行った。その結果、既存のさまざまな非核兵器地帯のあいだの関係、中東など新たな地帯の創設に向けて現在検討されている諸提案、そしてそのような地帯が地域とグローバルの両方の安全保障の前進にどのように寄与するかといった点を探りつつ、非核兵器地帯の諸問題を委員会が検討することは時宜を得ているとの見解となった。

5. 委員会の第59会期において、「考えるための材料」文書がTogzhan Kassanova氏によって提出された。また、市民社会の代表としてモンレー国際大学ジェームズ・マーティン不拡散センターの上級研究員であるGaukhar Mukhazhanova氏が意見発表を行った。

6. 委員会は、地域・国際の両方の安全保障や不拡散を促進する上で、非核兵器地帯が重要な役割を果たすという点で一致した。また、そのような地帯の設置がもたらす利益をさらに評価するための機会について見解を述べた。

7. 既存の非核兵器地帯、また複数の地帯の関連議定書に対し、核兵器国が全面的な承認を与える必要性が数名の委員によって強調された。いくつかの地帯においては地帯内の国家と核兵器国との調整努力が行われていることに言及があった。

8. いくつかの加盟国からは検証と遵守の重要性が強調された。それらの実施能力については地帯によって差があることが指摘された。特定の地域においては監視遵守の能力や

手段が不十分であることから、そうした能力の確立に向けて国際社会や国際機関が当該地域国家に支援を提供すべきであるとの見解が示された。

9. それぞれの非核兵器地帯には特性があり、ガバナンスや遵守メカニズムといった面が比較的弱い地帯があることから、数名の委員は、非核兵器地帯に関して諸モデルを比較検討し、それらの有効性の向上に向けて、また、新しい地帯創設へのモデルとして、それぞれの得た教訓を共有することの重要性を強調した。

10. 一部の委員からは、核不拡散条約の文脈やジュネーブ軍縮会議における現在進行中のイニシアティブを念頭に置きつつ、お互いの経験を議論するべくそれぞれの地帯の代表者が一堂に会する場をもつことを事務総長が検討することも一案であるとの提案があった。

11. また、委員会は、非核兵器地帯に関するいかなる議論も中東非核・非大量破壊兵器地帯の問題を抜きには語れないことを強調した。地帯設置に向け提案されている会議をめぐる進展の欠如は、その性質として主に政治的なものであり、技術的なものではないと見られている。

12. 委員会は、事務総長が、中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向けた会議の問題をあらためて最優先事項と位置付け、停滞打開への指導的役割を担うことで積極的に関係者に関与していくべきであるとの点で一致した。他の3つの招集国とともに、事務総長がファシリテーターの努力に対し継続的かつ確固たる支持を提供していくことが提案された。

13. また、委員会は、中東非核・非大量破壊兵器地帯設立のための会議に向けた準備会合の開催を事務総長に要求するという提案に支持を示した。これは、提案の会議に関する日程調整のプロセス開始に寄与するものである。

14. 北東アジアを含む他の地域に非核兵器地帯を設立するという諸提案に関連して、委員の一人からは、非核兵器地帯の設立に向けては関係国家間にいかなる重大な安全保障上の懸念があってもならないし、

最低限のレベルの信頼がなければならぬという発言があった。したがって北東アジア非核兵器地帯の創設は困難と考えられた。別の一人の委員は、南アジアにおける現在の戦略的状況を鑑みれば、同地域に非核兵器地帯を設立することは不可能ではないにせよ、極めて困難と考えられる、との見解を述べた。

15. 非核兵器地帯の設立及び発展の基盤として、戦略的安定性を維持することの重要性に対する意見があった。戦略安定性なくては、核不拡散及び軍縮に関するいかなる議論も不可能であると強調された。

16. 委員会は、2013年6月にジュネーブで開催された第60会期において、地域及びグローバルな安全保障を前進させる上での非核兵器地帯間の関係についての議論を継続した。そこでの議論は、Togzhan Kassenova, Rut Diamint, Sung-joo Choi, Wael al-Assad の4名の委員が提出した「考えるための材料」文書を基に行われた。

17. 核兵器の拡散防止、ならびに地域と国際の平和、安全、協力の促進において非核兵器地帯が担う重要な役割を鑑み、委員会は、既存の諸地帯の代表者のあいだの交流を強化し、それぞれが得た教訓、制度化の際の価値基準、検証、国際原子力機関(IAEA) 保障措置などに関して知識・情報の定期的な共有を行う重要性を強調した。また、委員会は、地帯間における知識・経験の共有や協力を促進するプラットフォームが必要であるという点で一致した。

18. 委員(複数)は、条約体制の履行支援、非核兵器地帯の目的や機能に関する知識や理解の促進、それらを通じた地域どうしの地域間協力や得られた教訓や経験の共有の強化といった点で既存の非核兵器地帯の事務局が担ってきた重要な役割を強調した。委員(複数)は、同様のメカニズムが未だ発展していない地帯において、それらを制度化することを奨励した。

19. 委員会は、国連が非核兵器地帯に提供してきた継続的かつ有益な支援、そして地域機関や既存の地域メカニズムが担ってきた重要な役割を称賛した。また、委員会は、限られたリソースのなかでの既存の地帯の履行、新たな地帯の設立促進、情報や知識の共有、新しい提案の開発といった面で市民社会が担ってきた前向きな役割を歓迎した。

20. 委員(複数)は、新しい非核兵器地帯の設立が、関係国のみが決定でき、また地域の力学やそれぞれの地

域に固有の安全保障状況に依存するような複雑な問題であるという点で一致した。中東や北東アジアにおいて将来的に地帯を発展させるための不可欠な措置として、建設的な対話と信頼醸成が必要であることが再度強調された。中東非大量破壊兵器地帯に関する会議の延期が、すでに脆弱な地域にさらなる緊張をもたらす原因となることに懸念が表明された。これは平和プロセスのいっそうの後退を生みかねない。また、委員(複数)からは、中東地帯に関する会議の延期、誓約の不履行、進展の欠如が、2015年NPT再検討プロセスを人質にとることになりうるとの見解が述べられた。

21. 北東アジアにおける地帯の設立を促進するために地域フォーラムが担う前向きな役割について、委員の一人が言及した。何人かの委員は、朝鮮半島の非核化の問題や、朝鮮半島の平和と安全保障の問題を議論する際の適切なメカニズムとして6か国協議について言及した。

22. 委員(複数)からは、核兵器国の有する責任、消極的安全保証に関する扱いが地域間で平等ではないことへの不満、批准が済んでいない非核兵器地帯条約議定書の締結に向けた政治的意思及び継続的努力の必要性についての言及があった。非核兵器地帯に対する支持と尊重をより公式な方法で再確認するよう、事務総長から他の核兵器保有国に対し要請がなされるべきとの提案が出された。そのような一方的宣言は、1995年4月11日の国連安保理決議984と同じく、安全保障理事会によって留意されるものである。将来的な非核兵器地帯の設立の文脈においては、いくつかの国の拡大抑止について議論することが必要であるとの指摘があった。委員の一人からは、たとえば南アジアにおいて、核分裂性物質の備蓄や核弾頭数のさらなる増加を防ぐ、「増加禁止」地帯の設立に関する提案があった。

23. 委員会は以下の勧告を行った。

(a) 事務総長は、地域及び国際の平和と安全、軍縮、不拡散に資する不可欠な実際のツールとしての非核兵器地帯の重要な役割を引き続き重視してゆくべきである。事務総長は、他の非核兵器地帯において開発された最も高い基準や実践について検討し適用するよう非核兵器地帯条約加盟国に奨励することを通じ、既存の地帯の促進及びいっそうの強化を目指した指導的役割を担うべきである。事務総長は、核兵器国に対し、すべての地帯

ならびにそれらの関連議定書に公式の承認を与えるよう奨励すべきであり、また、いかなる未解決問題についてもすべての関係者との建設的な対話を奨励すべきである。加えて、事務総長は、非核兵器地帯への支持に関する公的な誓約を行うよう、他の核兵器保有国に対して奨励すべきである。

(b) 事務総長は、非核兵器地帯間のいっそう緊密な連携や協力を促進すべきである。既存の非核兵器地帯の代表が一堂に会し、それぞれの地帯で得た教訓、それらの利点、限界に関する経験を共有できるようなプラットフォームあるいはフォーラムを創設することもその一例である。地域・国際組織、シンクタンク、市民社会団体及びネットワークは、そのような地帯の将来的な実現を追求している地帯の代表者とともに、そうしたフォーラムの一翼を担うべきである。

(c) 事務総長は、核不拡散と核軍縮のツールであるところの、新たな非核兵器地帯の設置における課題や関連したあらゆる側面を調査する適切な方法について検討すべきである。国連軍縮研究所(UNIDIR)はそのような努力の一端を担うべきである。また、事務総長は、現在の行き詰まりを克服するための新たな方途を追求し、共通基盤を模索することを目指した努力の中で、シンクタンクや市民社会組織、ネットワークのさらなる関与を奨励すべきである。

(d) 事務総長は、中東非大量破壊兵器地帯の設立をめざしたあらゆる努力を支持するために自身の権限を活用すべきである。とりわけ、事務総長は、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議に向けた準備会合を、可能な限り早期に、最優先事項として開催する上で指導力を発揮することができる。事務総長は、現在の停滞を打ち破り、地域の平和と安全を促進するという目的に向けて、地域諸国の信頼醸成と建設的対話を促進するあらゆる措置を奨励すべきである。

(e) また、事務総長は、北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた適切な行動を検討すべきである。とりわけ、事務総長は、地域国家間の透明性や信頼醸成を奨励する地域フォーラムの開催に向けて、いっそう積極的な役割を強めることができる。(後略)

(暫定訳: 長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA))

イラン・「P5+1」、歴史的な「第一段階」合意

——「包括的解決」への道切り拓く

イラン核兵器開発疑惑の解決に向けて協議していたイランと「P5+1」(5核兵器国+ドイツ)が、11月24日、ついに歴史的な合意文書を採択した。半年期限の「自発的措置」に双方が合意したに過ぎないという限界はあるものの、02年に疑惑が持ち上がって以来、最大の成果といつてよいであろう。

11月上旬の協議で両者が交渉妥結にかなり近づいたのは本誌436号(13年11月15日)で報じたとおりだが、これを受けて、同20日よりジュネーブであらためて高官級協議が始まった。協議では、イランによる「ウラン濃縮の権利」を合意文書に書き込むかどうか、イランにアラク重水炉の建設中止を求めるかどうか、原油輸出・金融取引関連を国際社会による制裁解除に含めるかどうかといった内容が最後まで対立点として残った。協議は予定の3日間を超えて23日に4日目に突入、「P5+1」側はケリー米国務長官らを急ぎジュネーブ入りさせて、閣僚級に格上げになった。そして、24日未明、両者はついに「第一段階」の合意に達したのである。

「共同行動計画」の内容

5～6ページに、合意文書である「共同行動計画」(以下、「計画」)を訳出した。「計画」は、半年の間¹に両者が実行する「第一段階の要素」を設定し、文書採択から1年以内に「包括的解決」に向けた交渉を妥結させ履行を開始するという、段階的なアプローチを採っている。

イランが半年の間にとる自発的な措置としては、以下のようなものが挙げられている。

- 20%濃縮ウランのうち、半分はテヘラン研究炉(TRR)の燃料製造用に酸化物の形態で保管し、残り半分の六フッ化ウラン(UF6)は5%以下に希釈する。
- 半年間は5%以上のウラン濃縮をしない。
- ナタンツ、フォルドウ、アラクの施設において、「活動のさらなる進展」を行わない。
- 再処理をしない。再処理施設をあらたに作らない。
- 国際原子力機関(IAEA)による監視強化。

これへの見返りとして、「P5+1」(合意文書では「E3/EU+3」と表記)は、次の自発的措置をとる。

- イランの原油販売をさらに減らす取り組み

をしない。

- イランの石油化学輸出、金・貴金属関連の米・EU制裁を停止する。
- イランの自動車産業に対する米の制裁を停止する。
- 国連安保理とEUは核関連であらたな対イラン制裁を行わず、米国もあらたな核関連の制裁を控える。
- 人道的通商を促進するための金融チャンネルを確立する。

「計画」に関しては、濃縮・再処理活動に大きな制約が課され、イランが核兵器開発を行う道筋は実質上ほぼふさがれたとの評価が多くなされている²。「科学・安全保障研究所」(IISS)のD・オルブライトは、イランが核兵器製造可能になるまでの時間(いわゆる「ブレイクアウト・タイム」)が、従前の1～1.6か月から、今回の合意によって1.9～2.2か月まで延びたとして、合意を好意的に評価している³。

他方、対イラン強硬派は、核兵器開発に向けた時間稼ぎをイランに許すだけだと激しく非難した。イスラエルのネタニヤフ首相は、合意は「歴史的な過ち」であると断じ、米議員の多くも追加制裁の手を緩めない意思を示している。「計画」は、米国による新規制裁に関して、「大統領と議会が果たすそれぞれの役割に適合するように行動し」という文言を挿入し、形式的には米議会による制裁のための新規立法措置を可能とする余地を残している。

これに対して米オバマ政権は、制裁解除によるイランの利益は大きくないことを示すのに躍起になっている。ホワイトハウスは、今回の合意に関する「ファクトシート」で、「P5+1」側による制裁解除は「限定的、一時的で、対象を絞った、可逆的な救済措置」だと繰り返し述べ、制裁解除でイランにもたらされる収入はわずか70億ドルであり、イランの海外凍結資産1000億ドルはそのままであることを強調した⁴。

合意履行へ——超えるべきハードルは？

今回の歴史的合意には、その実現に向けた障害が多く待ちかまえている。大まかに見れば、①半年間の「第一段階」において双方が「自発的措置」を誠実に履行するかどうか、②これから1年の間に「包括的解決」に関して交渉をまとめる

か、それが可能だとすればどんな具体的内容になるのか、という2つの問題領域を抱えていることになる。具体的には、以下のハードルが指摘できる。

第一に、イランによる「濃縮の権利」を認めるかどうかという問題がある。イラン側が「計画」は濃縮の権利を認めているとする一方、米国はこれを否定し、双方が異なった解釈を示した。イランのザリフ外相は、濃縮の権利は譲れない問題としつつも、国際条約上明らかであるから「権利として承認してもらう必要はない」という柔軟な発言を11月下旬の交渉入り以前に行っている⁵。合意文書への権利明記にこだわって協議を破談にするよりも、5%以下の濃縮だけは認めさせて「実」を取る戦略をイランが採り、「P5+1」側がそれに応じる構図となった。

「計画」は、「研究開発を含むあらゆる濃縮関連・再処理活動」の中止を要求した国連安保理決議1737(06年12月)に反する内容だとの指摘もあるが⁶、濃縮の権利を明文上否定するいかなる国際条約も存在しないことから、権利の完全放棄をイランに一方的に迫ることは今後も難しいものと思われる。

第二に、プルトニウム生産を可能とするアラクの重水炉をめぐる問題がある。「計画」では、「活動のさらなる進展」を行わないとだけされているが、上記の米「ファクトシート」では、「炉を稼働しない」「炉に燃料を装荷しない」「炉のための燃料生産を停止する」「炉のための燃料試験を追加で行わない」「アラクで炉部品の設置を追加で行わない」「炉サイトへ燃料や重水を移送しない」「再処理可能な施設を建設しない」といった具体的な内容がイラン側の自発的措置として挙げられている。ザリフ外相がアラク原子炉の「建設」自体は続けると発言して⁷対立の火種が残る一方、IAEA査察官が12月8日にアラク重水生産施設を2年ぶりに訪問するなど、雪解けの兆しもある。

第三に、イランの合意履行に関する検証がほぼIAEAに委ねられているという問題がある。IAEAの天野之弥事務局長は「IAEAの予算はきわめて厳しい。我々の予算からすべてをカバーで

きるとは思えない」と述べており⁸、カネと人材という実際の問題が解決されていない。

第四に、ほとんどの論者がイランによる合意履行の行く末にのみ注目する一方で、「P5+1」側が「自発的措置」を確実に履行する保証はない。「計画」は、イランと「P5+1」が短期的な履行監視のための合同委員会を設置するとしているが、履行確認の具体的な方法論をめぐって対立が発生する可能性もある。

しかし、こうした障害の存在に関わらず、暫定合意を破棄し「包括的解決」への交渉を拒むことには大きな政治的コストが伴う。1年後に迫る包括的解決の交渉妥結期限をにらみながら、誠実に自発的措置を履行していくことが、イラン・「P5+1」双方には求められる。また、13年中には開催が絶望視されている中東非大量破壊兵器地帯化に関する国際会議を一刻も早く開くことを含め、中東諸国間の信頼関係を醸成し、今回の合意履行を容易にする環境を作るうえで国際社会がはたさねばならない役割についてもあわせて強調しておきたい。(山口響)^⑩

注

- 1 「計画」は半年の始まりがいつになるかを示していないが、イラン・「P5+1」による「合同委員会」(後述)の設置をもって始期と見なすものと思われる。イランのナジャフィIAEA大使は、12月末か1月初めには合意の履行を開始できるとの見通しを示している(AFP通信、13年11月29日)。
- 2 たとえば、R・アインホーン「米・イスラエル対立は単純な真実を隠す—どちらもイランの核保有を望んでいない」(ハアレツ紙への寄稿、13年11月24日)www.haaretz.com/opinion/premium-1.559931
- 3 「イランとの長期的合意への茨の道」(ワシントン・ポスト紙への寄稿、13年11月26日)www.washingtonpost.com/opinions/reaching-a-final-iran-deal-will-be-a-tough-road/2013/11/25/dcc2f752-55ef-11e3-ba82-16ed03681809_story.html
- 4 「ファクトシート：イラン・イスラム共和国の核計画に関する第一段階の了解」(13年11月23日)www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/11/23/fact-sheet-first-step-understandings-regarding-islamic-republic-iran-s-n
- 5 AP通信、13年11月17日。
- 6 戸崎洋史「『共同行動計画』—イランの意図のテスト」「軍縮・不拡散問題コメンタリー」(国際問題研究所)、Vol.2, No.4, 13年12月11日。www.cpdnp.jp/pdf/tosaki/CPDNP%20Commentary-2013.12.pdf
- 7 ロイター通信、13年11月27日。
- 8 AFP通信、13年11月29日。

【資料】イラン・「P5+1」共同行動計画 ジュネーブ、2013年11月24日

前文

この交渉の目的は、イランの核計画が完全に平和的なものであるようにするための、相互に合意された長期的な包括的解決に到達することである。イランは、いかなる状況下においても、核兵器を追求したり開発したりしないことを再確認した。この包括的解決は、これらの初期的措置を基礎とし

て成り立つものであり、今後合意される期間についての最終段階と懸念の解決に結びつくことになろう。この包括的解決によって、NPTの関連条項の下で、NPT上の義務に見合う形で、平和目的での原子力への権利を完全に享受することをイランに認めることになろう。この包括的解決は、イランの計画が平和的な性格であるようにするために、実際的な制限と透明性向上措置を伴った、相互に限界を画定した濃縮計画を含むであろう。この包括

的計画は、すべてに関して合意があるまで何に関しても合意がなされないという、統合された全体を構成するものとなろう。この包括的解決は、相互的な、段階を追ったプロセスを含み、イランの核計画に関連したすべての国連安保理の制裁と、多国間および一国単独での制裁の包括的解除を生み出すことになろう。

初期的措置と最終段階との間には追加の段階があるであろう。そこに

は、とりわけ、国連安保理によるこの件の検討において満足な結論に達することを視野に入れて、これまでの国連安保理決議に対処することも含まれる。「E3/EU+3」およびイランには、相互的な短期的措置と包括的解決を誠実に妥結させ履行する責任がある。「E3/EU+3」およびイランによる合同委員会が、短期的措置の履行を監視し、今後起きるかもしれない問題に対処するために設置され、核関連の措置については、IAEAが検証の責任を持つことになる。この合同委員会は、IAEAと協力して、過去および現在の懸案の解決を促進する。

第一段階の要素

第一段階は、6か月という次元を区切ったものであり、相互の合意によって更新可能である。この間、すべての当事者は、誠実な交渉に向けた建設的な環境を維持するために協力する。

イランは、次の自発的措置をとる：

- 既存の20%濃縮ウランから、テヘラン研究炉(TRR)用の燃料製造のために半分を20%酸化物の備蓄として保持する。残りの20%濃縮六フッ化ウラン(UF6)を、5%を超えないように希釈する。再転換ラインを作らない。
- イランは、6か月の間、ウランを5%以上に濃縮しないことを発表する。
- イランは、ナタンツ燃料濃縮工場、フォルドウ、(IAEAによってIR-40と指定された)アラク原子炉における活動をさらに進展させないと発表する。
- 5%にまで濃縮されたUF6の二酸化ウラン(UO2)への転換ラインが準備された時に始まって、イランは、IAEAに対して申告された転換工場の稼働スケジュールにしたがって、6か月の間にあらたに5%まで濃縮されるUF6を酸化する転換を行うことを決定した。
- 濃縮のためのあらたな場所を作らない。
- イランは、濃縮に関する現在の研究開発の実践も含め、濃縮ウランの蓄積を目的としない、保障措置を受けた研究開発の実践を継続する。
- 再処理を行わない。再処理が可能な施設の建設を行わない。
- 監視の強化。
 - 核施設に関するイランの計画の情報、各核サイトにおける各建物の説明、特定の核活動を行っている各場所に関する稼働の規模の説明、ウラン採掘および粉碎工程の情報、原料物質に関する情報を含め、IAEAに対する特定の情報の提供。
 - (IAEAによってIR-40と指定された)アラクの原子炉に関する最新の

設計情報質問票(DIQ)のIAEAに対する提出。

—(IAEAによってIR-40と指定された)アラクの原子炉に関する「保障措置アプローチ」の締結に関してIAEAと合意するための措置。

—フォルドウとナタンツにおける、設計情報検証、中間在庫検証、物理的在庫検証、抜き打ち検査を目的とした査察官の不在時の、オフラインの監視記録へのアクセスを目的としたIAEA査察官による毎日のアクセス。

一次の施設に対するIAEA査察官の管理されたアクセス：

- 遠心分離機組立工場
- 遠心分離機ローター生産工場、および貯蔵施設
- ウラン採鉱、粉碎工場

見返りに、E3/EU+3は次の自発的措置をとる：

- イランの原油販売をさらに減少させるような取り組みを一時停止し、イランの現在の顧客が現在の原油平均量を購入できるようにする。外国に保有されている、合意された収入額をイランが取り戻すことができるようにする。そうした石油販売に関しては、関連する保険および運輸サービスに対するEUおよび米国の制裁を停止する。
- 次のものに対する米国およびEUの制裁を停止する。
 - イランの石油化学輸出および関連サービスへの制裁
 - 金および貴金属、および関連サービスへの制裁
- イランの自動車産業および関連サービスに対する米国の制裁を停止する。
- イランの民間航空および関連サービスに関して、航空安全を目的とした交換部品をイラン国内で供給および設置することを許可する。イラン国内での安全関連の検査および修理と関連サービスを許可する。
- 核関連で国連安保理による追加の制裁を行わない。
- 核関連でEUによる追加の制裁を行わない。
- 米政権は、大統領と議会のそれぞれの役割に適合する行動をとりつつ、あらたな核関連の制裁を課すことを控える。
- 外国で保有されているイランの石油収入を使ってイラン国内でのニーズをみたすための人道的通商を促進する金融経路を確立する。人道的通商とは、食料・農産品、医薬品、医療機器、外国で発生した医療費に関連した決済と定義される。この経路は、特定の

外国銀行と、この経路が確立されるときに定義される非指定のイランの銀行を含んだものとなる。

—この経路はまた、次のことを可能とする。

イランが国連に対して持つ義務を果たすために必要な決済。

6か月に関して合意された額を上限とした、外国で学ぶイラン人大学生の学費の直接支払い。

●合意された額まで、非制裁貿易に関する決裁のEUの認可額上限を引き上げる。

包括的解決の最終段階の要素

本文書の採択から1年以内に交渉を完了し履行を開始することを当事者が目指す包括的解決の最終段階は、次の要件を備えるものとなる：

- 今後合意される、特定の長期的期限をもつ。
- NPTおよびIAEA保障措置協定の加盟国の権利・義務を反映する。
- 貿易や技術、金融、エネルギーの各分野におけるアクセスに関する措置を含めた、国連安保理、多国間、一国単独での核関連制裁を、今後合意されるスケジュールで包括的に解除する。
- 今後合意される期間に関して、実際上の必要に一致するような相互に合意された範囲をもち、濃縮活動、(それが実際に実行された場合の)能力、および濃縮ウランの保管に関する範囲および水準を合意に基づき規制された、相互に規定された濃縮計画を含む。
- (IAEAによってIR-40と指定された)アラクの原子炉に関連した懸念を完全に解決する。再処理を行ったり、再処理可能な施設を建設したりしない。
- 合意された透明性向上措置および強化された監視を完全に実行する。大統領とマジュリス(イラン議会)それぞれの果たす役割に一致するように、追加議定書を批准および履行する。
- とりわけ、近代的な発電用軽水炉、研究炉および関連機器の取得、および、近代的な核燃料の供給、合意された研究開発の実施を含めた、国際的な民生核協力を含む。

この包括的解決の最終段階の履行がその全期間にわたって成功に終わったのち、イランの核計画は、他のNPT加盟非核兵器国と同様に取り扱われることになろう。

www.whitehouse.gov/sites/default/files/foreign/jointplanofaction24november2013thefinal.pdf

(訳：ピースデポ)

子どもと芸術家の心で 地球をもつと美しく



稲吉 紘実 さん
「絵のない絵本」著者・芸術家

私はグラフィックデザインを職業とする傍ら、社会活動や平和活動もして来ました。2005年には、活動の一環としてある物語を書きました。それは、核戦争で崩壊してしまったある星を、そこに住む生き物たちが自分の好きな絵を布の上に描き、それを包帯のようにして星を美しくよみがえらせるという想像の話でした。4年後の09年、出版社のフレーベル館が私の活動に関心をもってくれ、この物語を本にした「絵のない絵本」を出版することになりました。ちょうどその時にオバマ大統領のプラハ演説があり、「核のない世界」というテーマが広がり始めていたこともきっかけになりました。

この本は見開きの左ページ上に物語が書いてあり、右ページには真っ白なページがあります。左右のページの白い部分や、表紙にも、自分の好きなように絵を描いていただければ良いのです。この本はファンタジーですが、現実にも、世界が核兵器で崩壊してしまう状況が起こりうる世界に、私たちは生きています。この絵本には、地球にそのような危機が訪れる前に防ぐ、という意味を込めています。

「2020年までの核廃絶」に向けて、色んな場所で、この本を用いた展覧会を定期的に行っています。例えば広島では基町高校や袋町小学校の展示室などで展覧をしています。さらに、今では小学校の卒業作品として6年生全員が授業でこの本を使っていたり、慶応大学や慶応女子高校などでも授業で取り上げていただいています。この本は世界で出版される予定でもあり、英語版は広島平和文化センター前理事長のステイブン・リーパーさんが翻訳をしてくれました。現在、ポーラン

ド語とロシア語にも翻訳されています。

絵のない絵本は、「世界一大きい絵」プロジェクトの「コンセプトブック」でもあります。このプロジェクトは、「絵は、言語や宗教、人種、そして国境さえも超えることができる」という思いを基本に、世界の子ども達が生きた絵を繋ぎ合わせるといいます。仕組みとしては、まず、このプロジェクトへの参加の意思がある在日大使館に1m×5mの布を5枚ずつお渡しします。大使館から本国にその布を送っていただき、現地の小学校や幼稚園の子どもたちに絵を描いてもらったものを送り返してもらいます。それを2020年東京オリンピックで披露する予定です。現在80か国が参加していますが、2020年までには世界の全ての国の絵を繋ぎ合わせたいと思っています。特に、北朝鮮の人々にも描いてもらいたいと思っています、どこかの時点で実現したいです。

人は子どもの頃には、「核兵器を作ろう」とか「戦争を起こそう」とは、まず思わないものです。しかし、やがて働き始めてお金を稼ぐようになり、欲望が出てきてしまうのか、どこかで変わって行ってしまいます。核兵器というのは、基本的にお金を儲けるために作っているはずで、戦争もただ起こるわけではなく、起こそうとすることで起こります。この本は、子どもが一生懸命に物語を読みながら、絵を描いて一冊の絵本を作ることによって、そのような心変わりを防ぐことにつながる、そうした一つの方法ではないかと思っています。子どもがこの本を書いたら、展覧会にも出せますし、世界で一つだけの本として残ります。もし、やがて心が変わろうとした時、記憶の中にこうした経験がいくつもあれば、大切なものを見失わないですむでしょう。また、大人にもこの本を書くことによって純粋な心に戻ってもらいたいと思っています。

芸術家はこれまでの人類の歴史の中で、武器を作ったり戦争を起こしたりはしていません。想像というの、間違った科学の使い方の方に向くと、やがて核兵器になりえますが、芸術家はそのような発想はしません。政治や経済と対決するのではなく、そこに融合して一緒にやっけて行くという芸術家の心が重要ではないかとも思います。仮に世界で核兵器が一度はゼロになったとしても、元を断たない限り、人はまた作るでしょう。だからこそ、私はこの活動を続けることによって、子どもと芸術家の感受性と想像力が、エネルギーを発揮して行くことを信じているのです。

(談.まとめ、写真:金マリア)

いなよし・ひろみ

1956年生まれ。マーク・ロゴデザインの第一人者、芸術家。96年からデザインと芸術を用いて世界の問題解決と平和推進を使命として活動。

日誌

2013.11.21~12.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構

- 11月21日 米デービス特別代表、北朝鮮が核プログラムを中止する手段を講じなければ6か国協議の再開は困難との発言。
- 11月22日 韓国「朝鮮日報」、北朝鮮が中国製対艦ミサイル「シルクワーム」の改良型ミサイルを実戦配備したと報道。
- 11月22日 韓国軍、「スパイクミサイル」の発射映像を初めて公開。
- 11月23日 中国、尖閣諸島含む東シナ海上空に「防空識別圏」を設定したと発表。同日、偵察機2機が哨戒飛行。
- 11月24日 イランとP5+独、イランの核兵器開発疑惑をめぐる協議し、外交解決への第1段階の措置で初めて合意。(本号参照)
- 11月24日 イスラエルのネタニヤフ首相、イランとP5+独の合意は歴史的過ちと批判。
- 11月25日 北朝鮮の労働新聞、米国による世界の非核化に対する努力を「欺瞞」と非難。
- 11月25日 スカパロッチミサイル連合軍司令官、両国共同のミサイル対応能力委員会を発足させたことを明らかに。
- 11月26日 スコットランド自治政府、14年9月に実施される独立の是非を問う住民投票を前に、独立時の構想を記した白書を公表。
- 11月26日 中国初の空母「遼寧」、性能試験と訓練で、青島の母港を出港し、南シナ海へ。
- 11月27日 ロシアのプーチン大統領、戦略ロケット軍に関する会合で、今年中にも2つの部隊に最新ICBMが装備されると発表。
- 11月27日 オバマ米大統領とサウジアラビアのアブドラ国王、イラン核協議の進展について定期的に意見交換することを確認。
- 11月27日 韓国のユン外相、北朝鮮核問題に関し、ウラン濃縮活動の他、ミサイル発射の凍結を担保すべきだと考え示す。
- 11月27日 日本政府、新たな防衛大綱の骨子まとめる。北朝鮮のミサイル攻撃を想定した敵基地攻撃能力の保有は明記せず。
- 11月28日 天野IAEA事務局長、イラン西部

ご注文後
数日配送

イアブック「核軍縮・平和2013」

—市民と自治体のために

監修：梅林宏道／発行：NPO法人ピースデポ／発売元：高文研／A5判 336頁

会員価格1700円／一般価格2000円（ともに＋送料）

【特集】北東アジアにおける平和の枠組み

【特別記事】「ゴジラを飼い馴らす：北東アジアにおける核抑止力」
「『尖閣問題』をどう解決するか？」「核の飢饉」

□ 44のキーワード □ 44の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★



アラクの重水製造施設を12月8日に査察要員らが訪問することを明らかに。

●11月28日 IAEA、北朝鮮が寧辺の核関連施設で、実験用原子炉を再稼働させた可能性があると発表。

●11月29日 米ジョンズ・ホプキンス大学の米韓研究所、北朝鮮の舞水端里基地でのミサイル施設等の建設工事が再開されたと発表。

●12月1日 国営イラン放送、サレヒ原子力庁長官が西部アラクに建設中の重水炉について、放棄しない意向を示したと報道。

●12月3日 韓国統一部のリュ長官、北朝鮮による核兵器開発と経済建設の並進路線は成功し得ないと批判。

●12月4日 ラブローフ・ロ外相、イランの核開発問題が解決されればNATOは欧州にMDシステムをつくる理由がなくなると発言。

●12月5日 国連総会本会議、日本提案の核廃絶決議案を採択。20年連続。共同提案国は102か国。(前号参照)

沖縄

●11月22日 名護市議会、仲井真知事へ辺野古埋立て不承認求める市長意見を可決。

●11月22日 竹富町が文科省指定教科書を使用している問題で、文科省が県教委に是正要求を再指示。

●11月23日付 防衛省、13年度中に那覇軍港の浦添移設アセス手続きを行う方針。移設反対の松本浦添市長、調査結果を判断材料に。

●11月23日 沖縄署、在沖米陸軍兵1名を逮捕。パトカーに接触し逃走、警官に暴行。

●11月25日付 沖縄の基地負担軽減策、日米の調整が難航。基地内環境調査・訓練水域での漁船操業に米側が難色示す。

●11月25日 県選出の自民党国会議員5氏、辺野古移設について石破幹事長と会談。

●11月26日 県議会野党、自民5氏に辞職要

求。「県外」の選挙公約撤回に對抗議。

●11月27日 自民県連、辺野古移設を容認。知事にも方針転換を求めていく考え示す。

●11月27日 自民党那覇市議14人、沖縄1区の支部役員辞任。同区選出の国場氏の方針撤回を批判し、県外・国外堅持の意向を強調。

●11月27日 稲嶺名護市長、県に辺野古埋立て申請の不承認を求める市長意見を提出。

●11月28日 文科省、竹富教科書問題で県教委に再び是正要求。結論は年明けに。

●11月28日 「基地統合縮小実現県民の会」、県に辺野古推進求める署名75,828筆を提出。

●11月29日 県環境生活部、辺野古埋め立て申請書の48件の不備を指摘。「環境保全への懸念払拭できない」と結論。

●11月30日 米兵2人、豊見城で飲酒運転・ひき逃げ容疑。米軍、身柄引き渡しに応じず。

●12月1日 自民県連、総務会で「辺野古容認」の方針を正式決定。翁長会長が引責辞任。

●12月2日 那覇市議会、普天間県内移設断念求める意見書を全会一致で可決。

●12月2日 豊見城ひき逃げ事件、米兵が容疑認める。県警が任意で事情聴取。

●12月3日 安倍首相とバイデン米副大統領が会談。普天間辺野古移設推進を確認。

●12月4日 佐喜真宜野湾市長、辺野古移設容認へ。「県内、県外、国外問わない」考え。

●12月5日 仲井真知事、県外移設「全力で実現に取り組む」。県議会で答弁。

●12月5日 辺野古アセスやり直しを求める控訴審の第1回口頭弁論。原告側、アセス不備の証拠としてオスプレイの飛行映像を提出。

●12月5日 沖縄市の米軍基地返還跡地のサッカー場建設地から、ダイオキシン類を含むドラム缶7本が新たに発見される。

今号の略語

IAEA=国際原子力機関

NPT=核不拡散条約

UNIDIR=国連軍縮研究所

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、有銘佑理、岡本高明、津留佐和子、中村和子、山口響、吉田遼、梅林宏道